

公立大学法人横浜市立大学臨床質量分析共用プラットフォームの依頼分析に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学先端医科学研究センタープロテオーム解析センター（以下「プロテオーム解析センター」という。）が行う臨床質量分析共用プラットフォームの依頼分析について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 依頼分析 プロテオーム解析センターが利用者から依頼を受けて行う分析をいう。
- (2) 学内利用者 本学に所属する利用者をいう。
- (3) 学外利用者 前号以外の利用者をいう。

(利用の対象者)

第3条 利用の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 利用料金の支払能力を有すること。
- (2) 産学官を問わず、法人格を有する研究機関に所属していること。
- (3) 利用目的は学術研究に関する分析のみとし、その他の目的の分析及び機器の貸与については、公立大学法人横浜市立大学との契約があるときのみとすること。
- (4) 本学が定める要領を遵守すること。

(利用の申請)

第4条 利用者は、申請書により、プロテオーム解析センター内の臨床質量分析共用プラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に申請しなければならない。

第2項 研究計画に関する資料があるときは、開示できる範囲でその複写を事務局に提出しなければならない。研究計画に関する資料の複写を提出したときは、前項に定めた申請書の提出を省略できる。

(利用の承認)

第5条 前条の申請の内容を次に掲げる者で協議し、利用することが適当であると認めるときは、これを承認する。

- (1) 担当責任者
- (2) 技術開発研究者
- (3) コーディネーター
- (4) 研究基盤課長

(利用料金)

第6条 利用しようとする者は、次に掲げる利用料金を支払うものとする。利用料金の分

担率は、利用者とプロテオーム解析センターで協議の上決定するものとする。

(1) 第2条3号に該当する者にあたっては、一検体あたり税抜50,000円

(2) 第2条4号に該当する者にあたっては、一検体あたり税抜60,000円

(徴収方法)

第7条 第2条3号に該当する者の利用料金の徴収については、事務局が発行する請求書に基づき請求を行い、学内で調整する。

第2条4に該当する者は、利用料金を本学が指定する期日までに指定の金融機関の口座へ振込により支払わなければならない。

第2項 前項の振込に要する振込手数料は、利用者の負担とする。

第3項 既納の利用料金は、原則として返還しない。

(研究成果の取扱)

第8条 利用による研究成果は利用者に帰属する。ただし、共同研究の研究成果は、その分担率による。

第2項 利用者は、印刷物又は電子媒体により公知となる研究成果物には、謝辞等に臨床質量分析共用プラットフォームを利用した旨を記載し、印刷物又は電子媒体の複製1部を事務局へ提出する。

(利用の取り消し)

第9条 プロテオーム解析センター長は、利用者が本要領に違反したとき又はプロテオーム解析センターの運営に重大な支障を生じさせたときは、利用の承認取り消し、利用の停止をさせることができる。

(雑則)

第10条 この要領に定めのない問題が生じたときは、利用者とプロテオーム解析センターが誠意をもって速やかに協議の上解決するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。